

国民健康保険からのお知らせ

◇8月1日「高齢受給者証（70～74歳）」更新について

- 1. 高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。
(7月末に新しい高齢受給者証を郵送しています)
 - 2. 有効期限は次の更新期限となる1年後の平成29年7月31日までです。
 - 3. 古い高齢受給者証は返還不要ですので、各自で裁断の上、廃棄してください。
- ※高齢受給者証は自己負担割合を示すものですから必ず保険証と一緒に窓口へ提出してください。

◇特定健診を受けましょう！

国民健康保険の方は、特定健診を無料で受けることができます。

- 1. 定期的な健康診査により病気を早期に発見し、重症化を未然に防ぐことで、元気で長生きすることができます。治療にかかる費用も安くなります。
- 2. 地域の健診を受診できない方は、東通村診療所で受診することができます。

★申し込み：いきいき健康推進課（☎28-5800）

※健診会場（診療所・集会所等）には忘れずに保険証と受診券をお持ちください。

◇国民健康保険の届出について

社会保険に加入・離脱された方は、国民健康保険の資格届出が必要です。届出をしない場合は、二重加入や無資格者となりますので確認の上、税務住民課まで必ず届け出てください。

◇国民健康保険税は納期内に納めましょう！

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故及びけんか等、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」をお住まいの税務住民課国民健康保険グループへご提出くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、税務住民課国民健康保険グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットについて

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんに、健康を維持しながら、いつまでも健やかに過ごしていただきたいという願いを込めて「いきいき健康づくりのために」というパンフレットを作成しています。

ご覧になりたい方は、税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。

<問い合わせ先>東通村税務住民課 国民健康保険グループ ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成28年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成28年6月30日現在

発生	6月中	年間累計	死者の 状態別	年齢別	
				高齢者の死者 (65歳以上の人)	8人 (-1)
292件 (-10)	1,771件 (-13)	19人 (±0)	夜	夜間の死者	8人 (-1)
			歩行者の死者	2人 (-6)	
3人 (+1)	19人 (±0)	シートベルト	飲酒	飲酒運転による死者	4人 (+3)
			自動車乗車中の死者	13人 (+5)	
354人 (-16)	2,103人 (-123)	シートベルト	非着用	非着用死者	5人 (+1)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。
毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

反射材をつけよう！



反射材をつけると、50m以上離れた車からでもよく見えます。

歩行者から車のライトが良く見えても、車のドライバーからは歩行者がきちんと見えているとは限りません。反射材を身につけていると、車のライトが反射して、ドライバーに自分の存在を早く知らせることができます。夕暮れ時や夜間に外出するときは、交通事故防止のため、反射材用品を身に付けましょう。